

北海道ニセコ・有島記念館 展示パネル貸出プログラム
に関する規定

(1) 申し込みについて

- ・借用希望の1ヶ月前までにメールまたは電話で申請すること。
- ・貸出期間は輸送、設営準備の日数を含み最長2ヶ月まで。
- ・パネルの貸出と共に宣伝に使用することができる写真の貸出が可能。(写真はデータでの貸出のみ)
- ・貸出方法は「パネル」、「パネル内容を印刷した紙」(丸めて輸送可能な状態)、「デジタルデータ」(借主が印刷)の3通りある。
- ・パネルに入った状態の貸出はA1、B2サイズ、印刷物のみの貸出はA1、A2、B2サイズなど。

(2) 貸出について

- ・公開方法は無償公開に限る(入場料等徴収不可)。
- ・破損した場合は係る経費を負担してもらう場合がある。
- ・貸出に係る経費は借用者が負担する。輸送方法は協議のうえ決定する。
- ・申請時の目的以外の使用、複写、複製、転売、貸与は一切禁止。
- ・内容の改ざん・無断転載不可。
- ・転貸・担保にしない。
- ・展示、印刷物・図録掲載は「北海道ニセコ・有島記念館蔵」の明記をすること。
- ・パネルの展示にあたって常に監視がついている必要はない。
- ・双方協議により、レプリカの貸出が可能。その場合展示ケースなどに入れて来場者が直接触れられない状態にすること。

(3) 返却について

- ・借用に関わる印刷物(チラシなど広報物)は返却時に2部納入すること。
- ・借用書は資料の借用終了後に返還する。
- ・パネル返却時に実施報告書を提出すること。展示状況や使用した状況が分かる写真を2枚程度添付すること。
- ・デジタルデータの資料については、利用後一切のデータ(作業に伴う複製を含む)を破棄すること。

(4) その他

- ・有島記念館共催とすること。
- ・申請内容に変更がある場合は事前に承諾を得ること。
- ・当館は使用期間中に発生した一切の事故の責任を負わない。